

議案第259号

大阪市立クラフトパーク条例の一部を改正する条例案

大阪市立クラフトパーク条例（平成11年大阪市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり」を「午前9時30分から午後5時まで」に改め、各号を削る。

別表ホールの項中

「

午後	16,400円
夜間	12,200円

」

を

「

午後	16,400円
----	---------

」

に改め、同表備考1中「、「夜間」とは午後6時から午後9時まで」を削り、同表備考2中「、「午後」及び「夜間」又は「午前」、「午後」及び「夜間」」及び「それぞれ」を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成25年 9 月 10 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

クラフトパークの供用時間を変更するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市立クラフトパーク条例（抄）

（供用時間）

第5条 クラフトパークの供用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり  
午前9時30分から午後5時まで

とする。

(1) 展示室 午前9時30分から午後5時まで

(2) 展示室以外のクラフトパークの施設 午前9時30分から午後9時まで（日曜日及び国民の  
祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、午前9時30分から  
午後5時まで）

2 省 略

別表（第6条、第10条関係）

区 分	利 用 料 金
ホ ー ル	省 略
	<u>夜間</u> <u>12,200円</u>
省 略	省 略

備考

- 1 この表において「午前」とは午前9時30分から午後0時30分まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいう。
- 2 「午前」及び「午後」、「午後」及び「夜間」又は「午前」、「午後」及び「夜間」に引き続き使用する場合の利用料金は、それぞれこの表に定める金額の合計額とする。